

○後志広域連合職員定数条例

平成19年 5 月31日
条例第15号

改正 平成20年12月 1 日条例第 2 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項の規定に基づき、広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局の職員の定数について定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広域連合長の事務部局の職員 25人
- (2) 議会の事務部局の職員 2人
- (3) 監査委員の事務部局の職員 2人
- (4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 2人

2 前項第2号から第4号までに規定する職員は、広域連合長の事務部局の職員をもって充てる。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。